

# 横浜家庭裁判所委員会議事概要

## 第1 日時

平成21年11月27日（金）午後1時30分～午後3時30分

## 第2 場所

横浜家庭裁判所大会議室（本館5階）

## 第3 出席者

（委員）五十音順，敬称略

浅海典子，石井徹夫，石黒康仁，岩田泰子，押切瞳，近藤昭一，佐藤主税，  
澤村恭正，田中由子（委員長），寺島隆之，林義亮，松野勉，丸山征，  
森和雄

（事務担当者）

小林進，盛田栄男，坂田知久，境敏博，助川政浩，小原誠司，川津優  
（オブザーバー）

秋山譲，鈴木治，平井英幸，宮下光正

## 第4 テーマ

被害者等の少年審判傍聴について

## 第5 議事

- 1 新任委員（逢坂恵理子委員，寺島隆之委員）の紹介
- 2 委員長代理として森和雄委員を指名
- 3 前回委員会に関する報告

前回委員会において委員から出された，利用しやすい裁判所とするための工夫に関する意見等について，その後の検討状況や実施状況等を報告した。

- 4 説明，見学，体験等

各委員に，被害者等の立場から，当庁の審判傍聴手続の案内や審判当日の傍

聴人に対する説明等の運用について改善すべき点等の意見を伺う前提として、被害者傍聴制度の概要を説明すると共に、審判廷や傍聴人控室等の見学及び傍聴体験を行った。

5 意見交換（以下、●委員長、○委員、◆事務局）

- 被害者は、今まで司法の世界において主役として扱われることはほとんどなかったが、最近、急激に主役として登場することとなったので、裁判所も検察庁も弁護士も、被害者にどう対応してよいか分からないという戸惑いがあるのではないか。

被害者には、どの様な認識や姿勢で対応すればいいのか、専門の委員から、ひとつの切り口でもよいので、教えてもらえればと思う。

- 性犯罪・DV・交通事故などに遭遇して、その後、後遺症やトラウマが残ってしまった被害者の方と会って、話を伺う機会が多いが、そのような被害者の中には、事件について知りたかったり、加害者に会ったり、加害者の陳述を聴いたりしたいと言う人も少なくない。しかしそのような人も、「やはり怖い。」という人がほとんどである。

また、家庭裁判所は、調停等において、DVを受けた人とその加害者である反対当事者が、庁舎内でかち合わないよう配慮していると思うが、DVを受けた人は、同じ日に加害者が来ると言うだけで、ものすごい恐怖心が起こると言う。もしかしたら会ってしまうのではないかと考えて敏感に反応し、前の日から眠れない人が一般的である。

被害者というのは、そういうものであるということは分かっておく必要があると思う。

- 横浜家庭裁判所では、この制度が始まってから、傍聴した被害者が既に何人かいるとのことだが、実際に傍聴を体験した人から、制度についての感想などを聴いているのか。

- ◆ 審判の合間などに、家裁調査官等が被害者の方から、審判をどのように受

け止めたかななどの感想を伺っているが、これまでのところは、批判的な御意見等は出てきていない。傍聴してよかったという感想もいただいている。

- 私が担当した審判に関して、自分としては、少年に厳しく接したのではないかと思っていたにもかかわらず、傍聴していた被害者の方から「家庭裁判所は少年に対して優しいんですね。」と言われたことがあった。地裁の法廷と比較されているのかも知れないが、その点について特段、不満を表明されたということではなかった。
- 裁判員制度の導入により、被害者や遺族の報道が多くなる中で、被害者や遺族が被告人を非難するようなものが多いように感じるが、審判の結果が、保護観察となった場合でも、被害者等から不満を訴えられることはないのか。被害者にとって審判結果に納得した上で帰っていただくということも傍聴制度の趣旨のひとつだと思うが、そのあたりがうまく運用されているのか。
- 傍聴事件で保護観察にした例では、4回審判を開き、毎回遺族の方が傍聴に来られたが、この少年の場合は内省が足りなかったこともあり、被害者が傍聴されていなくとも複数回審判を開く事案であったと思う。結局、被害者傍聴の有無にかかわらず、常に、丁寧な審理を行うことで理解していただくべきであると思っている。
- 裁判所の方で、傍聴制度の前と後で変わったところがあるとするれば、どういったところか。
- ◆ 家裁調査官による被害者に対する調査は、傍聴制度施行前からやっていたが、傍聴制度の施行前は、交通事故の被害者等の場合、基本的には裁判所に来てもらうのではなく、書面を送付して回答を求め、それを調査にフィードバックしていた。

しかし、制度施行後は、被害者から事前に細かな情報を得るために、面接調査を積極的に採り入れている。面接の際に直接話をするすることで、被害者も裁判所の顔を知ることができ、信頼関係が多少なりともできあがり、円滑な

審判運営につながっていると思う。

○ 「審判の傍聴申出書」には申出の理由を記載する欄がないが、これはどうしてか。実務上の観点から、被害者が何を思っているか分からない場合に、情報として理由の記載があった方がいいのではないか。

◆ 審判前に行われる調査官の調査において、被害者や遺族の情報は得られるということもあり、申し出の時点で、傍聴の要件ではないことについて、書いていただくことは、被害者等の負担の面からも、相当でないと考えている。

● 今の話について、他の委員が自分が被害者となった場合にどう思うかという点からはどうか。

○ 私の場合、仕事の関係で調査官と会う機会が多かったが、調査官は丁寧に関わっており、家裁における調査官の役割は大きいという印象がある。傍聴できない事案についても、調査官が丁寧に関わっていることの延長線上に、法律上許される範囲において、傍聴制度が成り立っており、傍聴制度だけが突出した制度ではないと捉えた方がいいと思う。

それと、まだ例が少ないだけに、被害者等の思いを、何らかの形で、匿名でもいいので、データを集めれば精度が高まるのではないか。

● データを集めることについて、家庭局の動きを含めて全国的な動きはあるか。

○ 今のところ聞いていない。

## 第6 次回テーマについて

次回も、今回のテーマについて引き続き意見を伺う。

## 第7 次回期日について

平成22年5月28日（金）午後1時30分（当裁判所本館5階大会議室）